

あがつま在宅ケアセンター 運営規程 〔指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護〕

(事業の目的)

第1条 社会医療法人輝城会が開設する「あがつま在宅ケアセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護又は要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問入浴介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あがつま在宅ケアセンター
- 二 所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町705番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(訪問介護事業の管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者に対する管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を確認し、当日の入浴の可否の判断及び入浴に当たっての注意事項等を他の従業者に指示し、安全で快適な入浴を提供する。
- 三 介護職員 2名以上
介護職員は、指定訪問入浴介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。
ただし12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問入浴介護等の内容)

第6条 指定訪問入浴介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の居宅を入浴車で訪問し、浴槽等の設備を提供して行う入浴サービス
- 二 提供する入浴サービス
 - ① 衣類の着脱に関する介助
 - ② 洗髪、洗体及び洗顔
 - ③ 入浴の介助
 - ④ その他、入浴の実施に必要な業務
 - ⑤ 入浴、清拭等に関する相談、助言
 - ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

(衛生管理等)

第7条 指定訪問入浴介護等の提供にあたっては、サービスの提供に用いる設備、器具等の使用に際して、安全及び清潔に留意して管理を行い、利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービス提供ごとに、消毒したものを使用するものとする。

(利用料等)

第8条 指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問入浴介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護等に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円を徴収する。
- 3 利用者の選定により、特別な浴槽水及び入浴剤等を使用して行う指定訪問入浴介護等を提供した費用として、その実費を徴収する。
- 4 前2項に係る費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払に対する同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東吾妻町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、渋川市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定訪問入浴介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意する。

- 一 健康状態に異常があるときは、その旨を申し出ること
- 二 サービスの提供を受ける1時間前からは食事を摂取しないこと

(緊急時等における対処方法)

第11条 従業者は、指定訪問入浴介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター、県、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業所は、提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情等がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情等の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。
- 4 事業所は、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 事業所は、指定訪問入浴介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。